

うわばに き
国営上場二期土地改良事業(低炭素農業水利システム構築)
における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
を記載した書面

国営上場二期土地改良事業（低炭素農業水利システム構築）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 国営事業費 22,000百万円（令和6年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

(2) 負担区分の予定

区 分	国庫負担	県負担	市町負担	地元負担
貯水池（後川内ダム、赤坂ダム、 打上ダム、上倉ダム、藤ノ平ダム） 揚水機（松浦川揚水機、新直配揚水機、 見借揚水機、打上揚水機、 新成瀬揚水機、赤坂揚水機、 八折栄揚水機、藤ノ平右岸揚水機、 藤ノ平左岸揚水機） 水管理施設	200/300	76/300	24/300	—
用水路（ファームポンド）	200/300	76/300	18/300	6/300
揚水機（十連溜揚水機、花ノ木揚水機、 野高山揚水機、新杉谷揚水機） 用水路（ファームポンド以外）	200/300	76/300	12/300	12/300

2 土地改良法第90条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の唐津市及び東松浦郡玄海町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第9項の規定により、当該市町が負担する負担金を佐賀県に対して負担する。

3 土地改良法第90条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地区とする上場土地改良区は、法第90条第4項の規定により、佐賀県が法第3条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当とする額として徴収する金銭を、佐賀県の定める条例に従い負担する。

4 市町及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度の初日とする。

5 地元負担の予定基準

上場土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

6 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。